

再生医療等提供のご説明

再生医療等名称：身体的フレイル進行抑制および身体的フレイル予防を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞の静脈投与治療

この説明文書は、あなたに再生医療等提供の内容を正しく理解していただき、あなたの自由な意思に基づいて再生医療等の提供を受けるかどうかを判断していただくためのものです。

この説明文書をよくお読みいただき、担当医師からの説明をお聞きいただいた後、十分に考えてから再生医療等の提供を受けるかどうかを決めてください。ご不明な点があれば、どんなことでも気軽にご質問ください。

なお、本治療は、再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する内容を定めた、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成26年11月25日施行）」を遵守して行います。また、上記法律に従い、認定を受けた特定認定再生医療等委員会（一般社団法人令和再生医療委員会 認定番号 NA8190011）の意見を聴いた上、再生医療等提供計画（計画番号 ）を厚生労働大臣に提出しています。

また、本治療では、他の治療では効果を出すことが難しいとお考えの患者様を対象に治療を行います。

1.再生医療等の内容及び目的について

本治療は、脂肪由来間葉系幹細胞を静脈内に点滴することによって、身体的フレイル進行抑制および身体的フレイル予防を目的とした治療法です。

身体的フレイルの5徴候は以下の通りです。

- (1) 体重減少(6か月で2kg以上の意図しない体重減少)
- (2) 筋力低下(握力：男性<28kg 女性<18kg)
- (3) ここ2週間わけもなく疲れたような感じがする
- (4) 通常歩行速度<1.0m／秒
- (5) 身体活動の低下(軽い運動をしていますか？定期的な運動スポーツをしていますか？の質問にいずれも「週1回もしていない」と回答する活動性)

この5徴候のうち3項目以上を満たす場合を身体的フレイル、1項目以上を満たす場合を身体的フレイルの前段階のプレフレイルと言います。また、ロコモティブシンドロームという言葉もお聞きになると思います。ロコモティブシンドロームは2007年日本整形外科学会が提唱した概念です。老年病学における身体的フレイル・身体的プレフレイルは整形外科的なロコモティブシンドロームとおよそ同義と考えることが出来ます。日本医学会連合も患者用パンフレットに「身体的フレイルとは身体能力の低下が自覚症状を伴って顕著になった状態ですから、ロコモの対策をせず、知らないうちにロコモがさらに進行し重症化すると、移動のための身体能力の低下が自覚症状を伴って顕著になった状態、すなわち身体的フレイルになります」と明記しています。

間葉系幹細胞は、骨髓や脂肪内に存在し多様な細胞に分化できる能力を持つことがわかっています。またサイトカインというたんぱく質などの液性因子を放出しそれが体内の細胞に働きかけて体の慢性炎症を抑制するタンパク質を増やし、体の慢性的炎症を促すタンパク質などを減らす方向に導いたり、様々な細胞の活動性を上げることが示唆されています。

本治療は採取が比較的容易な脂肪をもとに間葉系幹細胞を培養し点滴静脈投与する治療法です。しかし、すべての患者様に同じ効果や期待される効果が出るとは限りません。治療に入る前に医師と必ず細かく相談して下さい。

尚、本治療は以下に当てはまる患者様は治療を受けることは出来ません予めご了承ください。

除外基準

- ① 栄養療法や運動療法の介入がない患者(これは第一に行うべき事です。)
- ② 要介護状態の患者
- ③ 組織採取時使用する麻酔薬または製造工程で使用する物質の過敏症がある患者
- ④ 培養時に使用するペニシリン、ストレプトマイシン、アムホテリシン B へのアレルギー反応を起こしたことのある患者
- ⑤ 病原性微生物検査(HIV、梅毒)が陽性の患者
- ⑥ 未成年者
- ⑦ 妊婦・授乳婦
- ⑧ 術前検査にて PT APTT が異常である患者
- ⑨ 担癌患者、および癌治療経過観察中の患者
- ⑩ 医師が不適当と判断した患者

2.再生医療等に用いる細胞について

本治療では、患者様本人の中にある間葉系幹細胞という細胞を培養して治療を行います。

間葉系幹細胞とは骨髓の中に含まれ、また皮下脂肪内にも多く存在する細胞です。

この脂肪由来間葉系幹細胞は、分裂して自分と同じ細胞を作る能力と、別の種類の細胞に分化する能力を持った細胞で、投与された幹細胞は傷ついたところに集まり、血管の新生や欠損した部分の修復を担います。幹細胞の投与は、病院などで一般的に行われる注射や点滴と同じ静脈内注射の手技で行われます。また、幹細胞は患者様自身の脂肪組織から作られ、同じ患者様に投与されますので、拒絶反応等の心配もありません。

本治療では、他の治療では効果を出すことが難しいとお考えの患者様を対象に治療を行ないます。**幹細胞治療をお受けいただく前に他の治療法をおすすめする場合もあります。**細胞加工施設内で患者様御本人の皮下脂肪から幹細胞を分離して培養することにより必要な細胞数になるまで増やします。幹細胞のもととなる皮下脂肪はご本人の腹部(おへそ周囲)から約 0.2g 採取します。皮下脂肪から投与できる状態に培養加工できるまで約1か月の時間を要します。培養した自

自己脂肪由来間葉系幹細胞を体重に応じた個数分(体重×200万個)を静脈内に点滴投与致します。

3.治療の流れ(脂肪採取から投与まで)

①採取日

脂肪採取（検体採取室）（所要時間 約10分）

脂肪は腹部より採取します。通常は「へそ」付近から採取します。局所麻酔を行ないます。大きな痛みはありません。シワに沿って約5mmの切開を行ないます。傷はほとんど目立たない場所です。その切開から約0.2gの脂肪を採取します。切開部は縫う必要がないほどの大さですが場合によって、自然に溶ける糸で縫うことがあります。抜糸は必要ありません。

↓

採血（検体採取室）（所要時間 約10分）

細胞を培養する為に必要な血液を採取します。約100cc採血します。一部を検査に出し全身状態を確認します。貧血になる量ではありませんが当日はよく水分を取るようにしてください。飲酒はお控えいただき、入浴はシャワー程度にしてください。

↓

会計

↓

②投与までの間

脂肪を採取後、細胞培養加工施設にすみやかに移送し、培養を行ないます。投与までは約3-4週間を必要とします。その間にあなたの細胞を無菌的に培養します。順調であれば2週間程度経過すると投与日の目安をお伝えすることが出来ます(電話でご連絡いたします)。その後投与日が確定した場合はそれを変更することが出来ません。順調に培養が進まない場合、培養を中止することがあります。その場合は原則として脂肪採取などをやり直します。(この場合の採取のやり直しに対して追加の費用は発生しません。)

↓

③投与(処置室)(所要時間 1~1.5時間)

確定投与日にお越し頂きます。予約時間に最善の状態で提供できるように用意いたします。投与は腕の血管より点滴を行ないます。痛みなどは通常全くありません。投与当日は飲酒をお控えください。

組織採取が必要ない場合(凍結細胞が保存されている場合)

①採血日

採血(検体採取室)(所要時間 約10分)

細胞を培養する為に必要な血液を採取します。通常貧血になる量ではありませんが当日はよく水分を取るようにしてください。飲酒はお控えいただき、入浴はシャワー程度にしてください。

↓

会計

↓

②投与までの間

血液を採取後、細胞培養加工施設にすみやかに移送し、培養を行ないます。投与までは約 1 週間を必要とします。その間にあなたの細胞を無菌的に培養します。投与日が確定した場合はそれを変更することが出来ません。順調に培養が進まない場合、培養を中止することがあります。その場合は原則として脂肪採取などをやり直します。(この場合の採取のやり直しに対して追加の費用は発生しません。)

↓

③投与(処置室)(所要時間 1~1.5 時間)

確定投与日にお越し頂きます。予約時間に最善の状態で提供できるように用意いたします。投与は腕の血管より点滴を行ないます。痛みなどは通常全くありません。投与当日は飲酒をお控えください。

4.細胞の保管方法及び廃棄について

投与に用いる細胞は、培養が完了してから 8 時間以内に投与し、この期間を超えたものは治療には用いせず、適切に処理し廃棄いたします。

培養する過程で、今回培養する細胞と血清の一部は冷凍庫(-80±5°C)及び液体窒素保存容器(-150°C以下)に入れ保存されます。採取から 3 年以内であればこの凍結した細胞を解凍、培養することが可能です。また、これらの保存期間は この再生医療等の提供終了から 3 年以内とし、この期間を超えたものは投与に用いせず、適切に処理し廃棄いたします。

5.再生医療等を受けていただくことによる効果、危険について

【期待できる効果】

本点滴により体内に入った幹細胞から分泌されるサイトカインなどにより、慢性的な炎症を抑える効果が期待できます。

【副作用、合併症、注意点】

まず第一に、すべての方にご希望通りの効果が出るとは限りません。

フレイルには

- ① 年齢や性別、居住環境などの「集団特性・社会的要因」
- ② 栄養関連要因や他の疾患(肥満や認知症など)の「臨床的要因」
- ③ 運動不足や喫煙、アルコール摂取量増加などの「生活習慣」
- ④ 慢性炎症や内分泌因子(ホルモン)異常・ビタミン不足などの「生物学的要因」

という 4 種類のリスク要因が考えられています。

本治療は全てのリスク要因に対して治療を行うではありません。上記④番目の慢性炎症に着目し、その慢性炎症を抑制することによりフレイルの発症・進行を抑制することを目的としています。必要に応じて①から③に対しても介入が必要であり、その必要があるにもかかわらず十分な介入・治療が出来ない場合は期待が持てないこともあるため医師の判断において治療を提供できま

せん。

本治療を受けることによる危険としては、皮下脂肪の採取や細胞の投与に伴い、合併症や副作用が発生する場合があります。考えうるものとしては、脂肪採取部位の感染、痛みなどです。脂肪採取部は通常は目立ちませんが 5mm 程度の傷が残ることがあります。

また静脈投与後に発熱をする場合がありますが、大抵は 24 時間以内に解熱します。場合によっては部分的な消毒や抗生物質、解熱剤の処方などの対応を行なうこともあります、大きな処置が必要であることは通常はありません。

また、多くの脂肪由来幹細胞点滴療法が安全であるという論文は存在しますが、過去に国内で自己脂肪由来間葉系幹細胞静脈投与治療後に肺塞栓で死亡した例が一例報告されています。自己脂肪由来間葉系幹細胞点滴治療と死因との因果関係は明確ではありませんが、治療前の血液の凝固能(固まりやすさ)に異常がある方はこの治療を受けることが出来ません。

また、万が一の場合に備えて肺塞栓に対し、「肺血栓塞栓症および深部静脈血栓症の診断、治療、予防に関するガイドライン(2009 年改訂版)」に準じて初期治療を行なうための救急用品・機器・薬剤は準備いたしております。また、その際必要な搬送先の近隣大学病院など(東京大学附属病院)の連携も確認致しております。

細胞自体は患者様ご自身のものであるため拒絶反応などの心配はありません。ただし、細胞加工工程にて培養中の細胞に細菌感染などが見つかった際、あるいは細胞異型(通常の細胞と著しく形態が異なること)が見つかった際は点滴治療前に、培養中止、培養のやり直しを行なうことがあります。その場合は、やむを得ず治療自体を中止したり、当初の予定より全行程に時間を要したりすることがあります。

麻酔薬や抗生物質に対するアレルギーを起こしたことのある方は、本治療を受けることができません。また術前検査にて各種感染症や著しく血液検査異常値が認められた場合なども治療をお受けになることが出来ません。あらかじめご了承ください。

また、ガンなどの悪性新生物に罹患している、罹患していた患者様は治療が出来ない事があります。医師とよく相談して下さい。

6. その他の治療法について

フレイルには

- ① 年齢や性別、居住環境などの「集団特性・社会的要因」
 - ② 栄養関連要因や他の疾患(肥満や認知症など)の「臨床的要因」
 - ③ 運動不足や喫煙、アルコール摂取量増加などの「生活習慣」
 - ④ 慢性炎症や内分泌因子(ホルモン)異常・ビタミン不足などの「生物学的要因」
- という 4 種類のリスク要因が考えられています。

このような幅広いリスク要因の中で栄養療法・生活習慣指導・運動療法は必ず第一に医学的に介入が必要です。特に身体的フレイル 5 徴候のうち疲労感(倦怠感)が初期に現れやすく栄養関連要因も疲労感の原因となります。そして、5 徴候のうち体重減少が生じた後はフレイルの改善が困難なため、意図せぬ体重減少(低栄養)の予防が不可欠です。当院でも血液検査や体重測定、問

診などを通じて適宜指導致します。また運動療法に関しましても指導致します。栄養療法や運動療法はフレイル発症・進行予防において非常に重要です。本治療のみでフレイルの発症や進行が予防できるわけではありません。

7.健康・遺伝的特徴等の重要な知見が得られた場合の取り扱いについて

本治療を開始する際に血液検査などを行います。この検査によってあなたの身体に関わる重要な結果(偶発症や検査値異常など)が見つかった場合には、その旨をお知らせいたします。

8.再生医療等にて得られた試料について

本治療によって得られた細胞等は患者様ご自身の治療にのみ使用し、研究やその他の医療機関に提供することはありません。

9.再生医療等を受けることを拒否することができます。

あなたは、本治療を受けることを強制されることはありません。説明を受けた上で、本治療を受けるべきでないと判断した場合は、本治療を受けることを拒否することができます。

10.再生医療等を受けることの拒否、同意の撤回により、不利益な扱いを受けることはありません。

あなたは、説明を受けた上で本治療を受けることを拒否したり、本治療を受けることを同意した後に同意を撤回した場合であっても、今後の診療・治療等において不利益な扱いを受けることはありません。

11.同意の撤回について

あなたは、本治療を受けることについて同意した場合でも、細胞の投与を受ける前であればいつでも同意を撤回することができます。同意撤回による費用に関しましては 15.費用について をご覧ください。尚、同意の撤回の後、再度本治療を希望される場合には、改めて説明を受け、同意することで本治療を受けることができます。

12.健康被害に対する補償について

本治療は研究として行われるものではないため、健康被害に対する補償は義務付けられていませんが、本治療が原因であると思われる健康被害が発生した場合は、無償で必要な処置を行わせていただきます。

13.個人情報の保護について

本治療を行う際にあなたから取得した個人情報は、本クリニックが定める個人情報取扱実施規定に従い適切に管理、保護されます。

14.診療記録の保管と取り扱いについて

本治療は自己細胞を利用して行う治療であるため、診療記録は最終診療日より原則 10 年間保

管いたします。治療成績の報告のため、治療結果を解析させていただくことがあります、個人情報を用いることではなく、その管理と守秘は徹底いたします。

15.費用について

本治療は保険適用外であるため、治療にかかる費用全額をご自分でご負担いただきます。その他、本治療を受けるために必要となった旅費、交通費などの全ての費用もご自分でご負担いただきます。実際に必要となる費用については今回の治療では 1,500,000 円(税抜) となります。なお、脂肪の採取後や、細胞加工物の製造開始後に同意を撤回された場合など、同意を撤回される時点までに費用が発生している場合は、発生した費用についてはあなたにご負担いただきますのでご了承ください。

16.その他特記事項

本治療の安全性及び有効性の確保、患者様の健康状態の把握のため、**本治療を受ける前と本治療を受けてから 6 か月後までは、定期的(1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月)な通院と診察にご協力ください。**運動検査、血液検査や問診(**基本チェックリスト**など)、採取部の触診などを行います。定期的な通院が困難である場合は、電話連絡などにより経過観察をさせていただきますのでお申し付けください。また、6 ヶ月の経過観察後も、5 年間は 1 年毎の定期的な通院をおすすめ致します。

麻酔薬や抗生物質に対するアレルギーを起こしたことのある方は、本治療を受けることができません。

17.本治療の実施体制

本治療の実施体制は以下の通りです。

【脂肪組織採取を行う医療機関】

医療機関名 : お茶の水セルクリニック

住所 : 東京都千代田区神田駿河台 4-1-1 ウエルトンビル 2 階

電話 : 03-6625-5005

管理者、実施責任者氏名 : 寺尾 友宏

脂肪組織採取を行う医師 :

【幹細胞投与を行う医療機関】

医療機関名 : お茶の水セルクリニック

住所 : 東京都千代田区神田駿河台 4-1-1 ウエルトンビル 2 階

電話 : 03-6625-5005

管理者、実施責任者 : 寺尾 友宏

幹細胞投与を行う医師 :

幹細胞の培養加工は、下記いずれかの加工施設にて行なわれます。

□細胞培養加工施設:CPC 株式会社 お茶の水細胞培養加工室
□細胞培養加工施設:アヴェニューセルクリニック 細胞培養加工室

18.治療等に関する問合せ先

本治療に関してご不明な点がございましたら、担当医師または以下窓口までご連絡ください。

問い合わせ先:お茶の水セルクリニック

診療時間:9:00-17:00(祝日も変わらず診療しています。)

休診日:土曜日(第2・4・5)、日曜日

TEL:0120-230-189

FAX:03-6812-9646

19.この再生医療治療計画の審査に関する窓口

一般社団法人令和再生医療委員会 事務局

ホームページ: <https://saiseiiryo.info/>

TEL: 050-5373-5627

同意書

お茶の水セルクリニック

院長 寺尾 友宏 殿

私は再生医療等(名称「身体的フレイル進行抑制および身体的フレイル予防を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞の静脈投与治療」)の提供を受けることについて、「再生医療等提供のご説明」に沿って以下の説明を受けました。

- 再生医療等の内容及び目的について
- 再生医療等に用いる細胞について
- 細胞の保管方法及び廃棄について
- 再生医療等を受けることによる効果、危険について
- 他の治療法について
- 健康・遺伝的特徴等の重要な知見が得られた場合の取り扱いについて
- 再生医療等にて得られた試料について
- 再生医療等を受けることを拒否することができること
- 再生医療等を受けることの拒否、同意の撤回により、不利益な扱いを受けないこと
- 同意の撤回について
- 健康被害に対する補償について
- 個人情報の保護について
- 診療記録の保管について
- 費用について
- その他特記事項
- 本治療の実施体制について
- 治療等に関する問合せ先
- 再生医療治療計画の審査に関する窓口

上記の再生医療等の提供について私が説明をしました。

説明年月日 年 月 日

説明担当者

上記に関する説明を十分理解した上で、再生医療等の提供を受けることに同意します。なお、この同意は細胞の投与前までであればいつでも撤回できることを確認しています。

同意年月日 年 月 日

患者様ご署名

同意撤回書

お茶の水セルクリニック

院長 寺尾 友宏

殿

私は再生医療等(名称「身体的フレイル進行抑制および身体的フレイル予防を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞の静脈投与治療」)の提供を受けることについて同意いたしましたが、この同意を撤回いたします。

なお、同意を撤回するまでに発生した治療費その他の費用については私が負担することに異存はありません。

撤回年月日 年 月 日
患者様ご署名